

育児・介護休業法の改正に先がけ「男性産休」等を新設

南都銀行（頭取 橋本 隆史）は、4月1日付で、「男性産休制度」や「不妊治療休暇制度」を新たに整備するとともに、各種子育て支援制度を拡充いたしましたのでお知らせします。

当行は育児と仕事の両立を目指すすべての職員が働きやすい体制の整備を進めており、2022年10月の改正育児・介護休業法による「産後パパ育休（出生時育児休職）」（以下、「男性産休」）の導入義務化に先がけ、子の出生後8週間以内に取得する育児休職を最大4週間まで有給とする制度を新たに導入します。また、不妊治療を受けながら勤務する職員が不安なく業務に取り組めるよう、「不妊治療休暇」も新設します。

こうした取組により、当行が目指す「女性を含む多様な人材の活躍推進」をより一層推し進め、地域の発展に貢献できるよう取り組んでまいります。

記

【新設する制度】

「男性産休制度」	
制度概要	子の出生後、8週間以内に取得する育児休職を、最大4週間まで 有給化
ポイント	2022年10月の法改正に先がけ、休職を一部有給化する制度を新たに導入。有給化する期間は、関西地銀では最長。
「不妊治療休暇制度」	
制度概要	不妊治療を受ける職員が、年間通算12日間以内の有給扱の休暇を取得可能とする
ポイント	年間通算12日間は時間単位での取得も可能

【各種子育て支援制度の拡充】

「短時間勤務等の育児支援関連制度」の取得期間延長	
制度概要	中学校入学までの子を養育する者に対し、短時間勤務を利用可能とする
ポイント	現在の「小学校入学」から、「中学校入学」までに対象者を拡大
「ファミリーサポート休暇制度」の拡充	
制度概要	子（孫）の出生前後に、有給扱の休暇を5日間取得可能とする
ポイント	取得可能期間を「子（孫）の出生予定日1か月前から0歳6か月まで」に拡大し、分割取得も可
「子の看護休暇制度」の拡充	
制度概要	中学校入学までの子を養育する者が、子の看護の際、有給扱の休暇を5日間取得可能とする
ポイント	無給扱の休暇を有給化

【本件に関するお問合せ】 人事総務部 担当：松田、岡野 ^{まつだ} ^{おかの} TEL 0742-27-1563